別記様式（第３条関係）

別紙５

年　　　月　　　日

（宛先）

所在地

団体名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（年度協定に使用する印鑑と同一印）

代表者の生年月日　　　　年　　月　　日

誓　　約　　書

池田市立上方落語資料展示館の管理に関する業務（以下「管理業務」といいます。）に係る指定管理者の指定の申請に当たり、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成１８年池田市条例第２４号）及び池田市暴力団の排除に関する条例（平成２３年池田市条例第２０号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

１　当団体は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条各号のいずれにも該当しません。

２　当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第２条第１号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。

３　当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。）は、池田市暴力団の排除に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

４　池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。

５　当団体又は役職員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。

６　管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。

７　本誓約書における虚偽の誓約が池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第１３条第２項第８号に規定する不正な手段に該当し、指定管理者の指定を取り消されることについて異議を述べません。

以上